

生活保護受給者に対する

後発医薬品(ジェネリック医薬品)の取扱いについて

平成30年10月1日から、生活保護受給者は、医師又は歯科医師が医学的知見に基づいて、後発医薬品の使用が可能であると認めた場合には、原則として後発医薬品を使用していただくことになっています。

【生活保護受給者へのご対応】

生活保護受給者に対する処方について、後発医薬品の処方が可能な場合には、以下に示した取組の内容をご説明の上、原則として後発医薬品を処方していただくようお願いします。

生活保護における後発医薬品に関する取組内容

- ①後発医薬品の品質や効き目、安全性は、先発医薬品と同等であり、医療財政の健全化を図るため、行政や医療保険など国全体で後発医薬品の普及に取り組んでいます。
- ②生活保護では、医師または歯科医師により後発医薬品の使用が可能であると判断された場合は、原則として後発医薬品が調剤されます。

<参考>生活保護法

第34条第3項 前項に規定する医療の給付のうち、医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第14条又は第19条の2の規定による製造販売の承認を受けた医薬品のうち、同法第14条の4第1項各号に掲げる医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有すると認められたものであつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）を使用することができると認めたものについては、原則として、後発医薬品によりその給付を行うものとする。

お問合せ先

ふじみ野市福祉事務所

電話 049-262-8129（直通）

E-mail hogo@city.fujimino.saitama.jp